

稲敷市田舎暮らしお試し住宅利用に係る誓約書

稲敷市長 様

1 お試し住宅

名称	田舎暮らしお試し住宅「h a n e y a s u m e」
所在地	茨城県稲敷市上須田2588番地

2 遵守事項及び禁止事項

【遵守事項】

- (1) 稲敷市田舎暮らしお試し住宅事業実施要綱第1条に規定する地域活性化と本市への移住及び空き家を活用した定住の促進を図る目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 留守及び就寝時に施錠する等お試し住宅を善良に管理すること。
- (3) お試し住宅の鍵を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。
- (4) 火気の取扱い及び水道凍結に十分注意し、備付けの備品及び什器類を適切に取り扱うこと。
- (5) 善良な良識をもってお試し住宅を適正に管理するとともに、住宅周辺の除草や清掃を適宜に行い、住環境の整備をすること。
- (6) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (7) お試し住宅の借用期間が満了したときは、室内の清掃をし、速やかに住宅の鍵を市長に返却すること。

【禁止事項】

- (1) 借用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- (2) お試し住宅の増築、改築、移転、改造、模様替え又はお試し住宅の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- (3) 既存の鍵以外の鍵を設置し、又は鍵の複製物を作製してはならない。
- (4) 収入を得る目的で事業を営むこと、物品の販売、寄付の要請行為その他これらに類する行為を行うこと、興行を行うことをしてはならない。
- (5) 猛獣、爬虫類、犬、猫等の動物の飼育をすることをしてはならない。
- (6) 文書、図書その他印刷物を配布し、又はお試し住宅の建物に印刷物等を貼付すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為をすること。
- (8) 鉄砲、刀剣類、爆発性又は発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (9) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (10) 上記に定めるもののほか、当該お試し住宅の使用にふさわしくないと市長が認める行為をしてはならない。

お試し住宅の利用にあたり、上記の遵守事項及び禁止事項を守り、適切に使用することを誓約します。

年 月 日

住所
氏名

印